各位

会社名 ロイヤルホールディングス株式会社 代表者名 代表取締役社長 菊地 唯夫 (コード番号 8 1 7 9 東証第一部、福証) 問合せ先 取締役経営企画部長 貴堂 聡 (TEL 0 3 - 5 7 0 7 - 8 8 5 2)

腸管出血性大腸菌 O157 による食中毒事故発生に関するお詫びとお知らせ

この度、当社グループ内店舗である「ロイヤルホスト若林店」におきまして、腸管出血性大腸菌 O157 による食中毒事故が発生いたしました。同店舗は、本日12月12日付で所轄である世田谷区世田谷保健所より営業停止処分を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

発症された皆様とそのご家族の方々、また日頃よりご利用頂いているお客様や関係者皆様に、多大な ご迷惑とご心配をおかけしましたこと、心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 食中毒事故の経緯、内容について

平成26年12月1日、「ロイヤルホスト若林店」において、平成26年11月11日~13日にお食事をされた3名(3グループ)のお客様に、腸管出血性大腸菌 O157 による食中毒症状が発症している旨、所轄である世田谷区世田谷保健所(以下、所轄保健所)より連絡がございました。

翌12月2日、所轄保健所の店舗立ち入り調査が実施され、その後、同店舗で提供した食事が原因であると判断され、本日12月12日付で処分通知を受けました。また現時点において、発症された皆様は全員が回復されております。

2. 行政処分の内容について

上記内容をうけ、同店舗は本日12月12日付で所轄保健所より、以下のとおり食品衛生法に基づき、 営業を3日間停止することを命じられました。尚、同店舗は12月8日より営業を自粛しております。

処分店舗 : ロイヤルホスト株式会社 ロイヤルホスト若林店

所轄保健所:東京都世田谷区世田谷保健所

処分の理由:食品衛生法第6条、50条、51条の規定に違反した為

処分年月日:平成26年12月12日病因物質:腸管出血性大腸菌 O157

- 3. 12月2日実施の所轄保健所による調査について
 - ① 店舗食材検査
 - ② 器具等ふき取り検査
 - ③ 従業員の検便実施

本日現在、所轄保健所による上記の検査結果は何れも陰性でしたが、発症された3名のお客様の便より採取した当該菌のDNAパターン解析により、2名が完全一致し、もう1名もほぼ一致したことにより、ロイヤルホスト若林店の食事を原因とした食中毒と判断されたものです。

4. 原因食・感染経路について

現時点において当局から得られた情報に拠れば、3名の方全でが共通に食された料理はございません。また、当社が独自に定期実施しておりました検便検査(11月中旬~12月初旬)では、全従業員が陰性であり、提供食材に係わるサンプリング検査につきましても、同様に当該菌は検出されませんでした。以上のことから当社としては、当該店固有の管理不備により、従業員の作業上、何らかの交差汚染が発生した可能性があると想定し、引き続き原因調査を継続中です。

5. 再発防止策について

当社グループでは、日頃より衛生管理の徹底と従業員教育、および社内体制の整備を推進して参りましたが、この度はこのような食中毒事故を発生させてしまい、お客様や関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしましたこと、改めて心より深くお詫び申し上げます。

当社グループといたしましては、所轄保健所のご指導に従い、店舗施設面での改善を実施しますとともに、この事態を厳粛に受け止め、再発防止に向けて以下の対策を徹底し、食の安全・安心の確保に一層の万全を期して参る所存でございます。

- ① 食材の取扱い、および調理時における衛生管理の強化
- ② 従業員教育、および従業員の健康管理チェックの推進
- ③ 作業場の収納機器、衛生設備の再整備
- ④ 客席・作業場の除菌消毒の実施

今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、本件による業績に与える影響は軽微と考えておりますが、改めて開示が必要な場合には、別 途速やかにお知らせいたします。

以上